



## 質問

**ITを活用した総会・理事会を開催するには、管理規約の改正が必要ですか。**

(相談概要)

令和3年6月に改正されたマンション標準管理規約では、ITを活用した総会・理事会を開催する場合の規定等が追加されたのに対して、当管理組合ではこれに準拠した改正を行っていないことから、ITを活用した総会・理事会を開催することはできないこととなりますか。



## 回答

マンション標準管理規約が、ITを活用した総会・理事会の開催が可能であることを明確にする観点からその旨の改正がされ、第46条関係⑧で、「WEB会議システムを用いて総会に出席している組合員が議決権を行使する場合の取扱いは、WEB会議システム等を用いずに総会に出席している組合員が議決権を行使する場合と同様であり、区分所有法39条第3項に規定する規約の定めや集会の決議は不要である。」とされました。

よって、マンション標準管理規約第2条十一にあるように「電気通信回線を介して、即時性及び双方向性を備えた映像及び音声の通信を行うことができる会議システム等（以下、略）」を用いれば、当該システムで議論し、議決権を行使することが可能となることから、管理規約を改正していなくても、ITを活用した総会・理事会を開催することは可能となります。

なお、マンション標準管理規約はITを活用した総会・理事会を開催する場合の考え方等を示しているものであることから、組合員のITを活用した総会・理事会に対する認識を共有するためにも、ITを活用した総会・理事会を開催する場合には、管理組合内でマンション標準管理規約に準拠する改正について議論されては如何でしょうか。

### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。